

プラットフォームサービスに関する研究会中間報告書（案）に対する意見

2019年3月8日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

プラットフォームサービスに関する研究会 事務局 御中

郵便番号 150-0011

住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智 政人

電話番号 03-5468-5091

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

この度は、意見提出の機会をいただき誠にありがとうございました。以下のように意見を提出させていただきますので、何卒よろしくお願ひします。

MCF 意見

1. 意見の前提となる現状認識について

近年の AI や IoT 化、デジタル化の進展によるサイバー空間とフィジカル空間の融合の加速化、5G の実現などブロードバンドネットワークの拡大する等の ICT 技術を巡る大きなパラダイムシフトが起きていること。

そのような環境変化において、利用者情報の取得・活用による イノベーションの促進と、利用者情報の適切な取扱いを確保するための 枠組みとのバランスをいかに確保するかという基本的な方向性であること。

基本的な方向性を実現する政策面では、グローバルなプラットフォーム事業者をはじめとした国内外の事業者間の公平性を確保し、イコールフットイングを図る観点から、グローバルな相互運用の可能性も展望しつつ、国際的な調和（ハーモナイゼーション）を図っていくこと。

上記のような現状認識と方向性については、賛同するとともに、政策を検討していく上で、以下の論点を追加することを求める。

2. 前段 1 の現状認識を前提とした通信の秘密の見直し

我が国の通信の秘密は、信書、電話等を前提とした厳密で形式的な運用がなされてきたという現状がある。本来的な通信の秘密は、表現の自由やプライバシー等の根源的な権利を保護するために、公共の福祉に基づく必要最小限の成約に服するため通信事業者課された規定であると理解している。

そのため新たな技術変化としてのサイバーとフィジカルが融合した AI や IoT 等の環

境にあわせた見直しが必要であると考え。これはイノベーションの促進という観点からだけでなく、国際的な調和を図っていく上でも非常に重要であるため論点として追加することを求める。

3. 前段1の現状認識を前提とした電気通信役務及び電気通信事業者の見直し

我が国の電気通信事業は、設備を起点とした法運用がなされてきたが、前段のような現状認識、特に ICT 環境の大きな変化を前提すると、設備から機能を起点とした法運用へ変更することが望ましいと考える。

一方で、サイバーとフィジカルの融合によって、あらゆる産業が通信を媒介としてサービスを提供することになるため、法適用の対象としての電気通信役務及び電気通信事業者の定義についてもグラデーションをもった見直しが必要であると考え。

コモンキャリアのような産業全体に大きな影響をあたえる基盤性の高い機能を提供する事業者から IoT 機器を利用したコンテンツ・サービスを提供するベンチャー企業までが同一の義務規定を課されるのは合理的ではない。社会に与える影響や守られるべき法益等から適正に対象となる事業者と役務の定義の見直しを論点として追加することを求める。

見直しにあたっては、将来の不確実性が高く、変化の激しい現代社会においてローラゲを避けるため、現状のような画一的な区分ではなく、基盤性等の様々な原則に基づき総合考量して判断するような柔軟な規定が必要であると考え。